

日本年金機構からのお知らせ：

郵便受付停止地域在住者の現況届提出一時猶予について

日本年金機構は、米国を含む郵便の受付が停止されている国・地域に居住する年金受給者（現況届の提出期限が令和2年2月末日以降である者）について、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された後3ヶ月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いをしています。詳しくは同機構ホームページでご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

* 本取扱いの詳細及び年金の現況届に関するお問い合わせは、日本年金機構にお願いします。

日本年金機構問い合わせ窓口（ねんきんダイヤル）：03-6700-1165